

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年8月5日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 31 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 35 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和6年8月5日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 11名

職務代理(議長) 12番 大崎 章博

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

4番 上樂 忍 5番 稗苗 史絵

6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

11番 高橋 順子 14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 3名

3番 中山 彦信 12番 北田 直喜

13番 谷越 彦茂

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

上中島地区 村崎 信明 天神地区 吉野 俊彦

7. 議事録署名委員

1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和6年度8月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中11名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番水尾委員、2番澤田委員にお願いいたします。

議案第31号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第31号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が828 m²です。

【議案第31号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2番： 譲渡人は現在は市外に住んでおり、今までずっと譲受人が耕作していた。今更譲渡人ができるわけでもないため、申請通りが良いと思われる。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第31号は決定いたします。

議案第32号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見決定について、同一案件がありますので併せて事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第32号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7ページ目をご覧ください。今月の申請は5件6筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が2,927 m²です。

【議案第32号及び第33号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 譲受人は計画の緊急性を感じており、交通の便も良いので別段問題ないと思います。

4番： 別に問題ないかと思えます。

1番： 雨水も自然排水であり、問題ないかと思えます。

7番： 既存の用地と併せて利用したいとのことであり問題ないと思えます。

事務局： 経田地区担当の中山委員より、問題ないと聞いております。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 3件目については、過去に一度転用許可を得ているのに、今回改めて申請しているのはなぜか。

事務局： 過去の転用では、現在の譲受人とは異なる方の所有権移転と事業内容であったため、今回の場合では事業計画変更申請と転用許可申請が必要となります。

5番： 4件目について、法人で譲受けるのではなく、個人で譲受けたのはなぜか。

事務局： 税金の絡みがあるのかとも思われるが、農地法的にはどちらでも問題ない。既存隣接地も譲受人の名義であるため、統一したと考えられる。

議長： 他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第32号及び第33号は意見決定いたします。議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全7件、15筆、10,034 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見
がありましたらご発言願います。

（「意見無し」の声あり）

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第34号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局よ
り説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和6年7月分）
・農地パトロールについて
・地域計画について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時20分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第31号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、仲間田になっている申請地を譲渡人が以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人が耕作しており、譲渡人の希望により、農地の所有権を移転するものである。権利移転は仲間田の解消ができ次第行い、これまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、7月31日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第33号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（1ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	譲受人は、将来を見据えて戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、事前審査可決通知を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第33号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は、先代の希望により墓地を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが住宅用地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、墓地を建設するにあたり、市民課に墓地経営許可申請書を提出されており、許可見込みがあることを確認しています。	
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は墓地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、墓地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水等の排水は浸透式とし、近隣の農地などに被害を及ばぬよう十分配慮されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第33号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は、両親の老後や子育ての協力を得るために戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが住宅用地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続き案内を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第33号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね30 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は既存敷地の拡張です。	
転用目的	譲受人は、現在借用している資材置場の返却を求められている会社の取締役であり、需要のある貸資材置場を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高照会を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は貸資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、貸資材置場建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については水路への排水とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第33号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね19 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は既存敷地の拡張です。	
転用目的	譲受人は、取得した作業所の通路及び駐車場を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場及び通路として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場及び通路が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については水路への排水とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		